

Q&A

No.	Q	A
1	支援金の支給対象となる事業所は。	令和5年12月1日現在において、港区内に所在し、運営（利用者にサービス提供）している事業所です。
2	区内で複数の事業所を運営しているが、事業所ごとに申請が必要か。	法人（事業者）単位で、一括で申請してください。
3	支援金の振込口座はどの口座を指定すればよいか。	申請法人名義の口座を指定してください。代表者個人名義の口座や、法人名義であっても他の事業所の口座は、指定できません。
4	支援金はいつ頃、振り込まれるのか。	年内に振り込みを完了する予定です。ただし、令和6年1月1日以降に指定、開設、運営を再開した事業所は、この限りではありません。
5	申請書兼請求書を提出した後、通知などが届くのか。	決定通知などはお送りしません。指定口座への振り込みをもって支給決定としますので、口座をご確認ください。振込み名義は、「ミナトク（ショウガイシャフクシカ）」です。
6	支援金の申請兼請求額が、月割りとなるのはどのような場合か。	次のいずれかに当てはまる場合、月割り支給となります。 ① 令和5年4月2日以降に、指定を受けた場合 ② 令和5年12月1日現在、休止していて、令和6年3月までに運営を再開する場合
7	令和5年12月1日時点で休止している事業所は申請できるか。	令和6年3月までに運営を再開した場合、再開後に申請が可能です。ただし、再開した月から令和5年3月分までの月割り支給となります。
8	令和5年7月1日に指定を受けた場合、申請兼請求額はいくらか。（通所系 自施設調理なし）	13,000円/月×9か月（7月～翌3月）＝117,000円です。
9	支援金支給後に、返還が生じるのはどのような場合か。	次のいずれかに当てはまる場合、既に支給した支援金を月割りで返還していただきます。 ① 令和6年2月2日から3月1日までに、事業所を廃止した場合 ② 偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けた場合
10	令和6年2月2日以降に事業所を廃止する場合の手続きは。	問い合わせ先にご連絡ください。返還手続きに必要な書類をお送りします。
11	指定居宅介護事業所に併設して運営している指定重度訪問介護事業所、指定同行援護事業所、指定行動援護事業所、指定重度障害者包括支援事業所は対象になるか。	対象外です。
12	就労定着支援事業所、自立生活援助事業所は対象になるか。	対象外です。
13	地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援事業所は対象になるか。	対象外です。
14	短期入所事業所は対象になるか。	対象外です。
15	同一事業所で、障害福祉サービス及び介護サービスを行っている場合の申請方法は。	いずれか一方の支給になります。 介護サービス事業所についての申請（介護保険課宛て）を優先してください。 （例）障害福祉サービス（計画相談支援と居宅介護）及び介護サービス（居宅介護支援と訪問介護）を行っている場合→48,000×2＝96,000円を、介護保険課に申請
16	支援金の給付を受けて、利用料を値上げすることは可能か。	当支援金の目的上、エネルギー価格高騰を理由とした値上げは、なるべく行わないよう配慮をお願いします。ただし、支援金を活用しても値上げをしなければ事業運営に支障をきたす場合は、この限りではありません。その際には、利用者への十分な説明を行ってください。